

間接経費運用ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）に基づき、東京立正短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の間接経費の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 間接経費の譲渡

研究者は、公的研究費を交付された場合、間接経費を本学に譲渡する旨申し出なければならない。

3 間接経費の受け入れ

間接経費の受入に係る事務は、総務部が行う。

4 間接経費運用の基本方針

間接経費の使用に当たっては、研究倫理委員会において方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。

5 間接経費の使途

間接経費は、次の各号に定める事業に充てるものとする。なお、間接経費は直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

(1) 管理部門に係る経費

ア 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

イ 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

(2) 研究部門に係る経費

ア 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(3) その他、共通指針別表1に掲げるもの

6 使途の決定

間接経費の使途の決定は、学長が基本方針に基づき決定する。学長は、使途および決定過程の透明性確保に努力しなければならない。

7 間接経費の管理

間接経費の管理は総務部が行う。総務部は、間接経費に係わる収支簿を作成し適正に管理しなければならない。

8 事業報告

総務部長は毎年5月31日までに、別紙様式に基づき、学長に間接経費の事業報告を行わねばならない。学長は、本学に公的研究費を交付した機関から間接経費に係る実績報告書の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

9 改廃

本ガイドラインの改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

このガイドラインは平成27年4月1日から施行する

別紙

間接経費事業報告書（ 年度）

1 間接経費の経理に関する報告

（単位：円）

《収入》		
資金の種類・年度	間接経費納入額	譲渡した研究者名
合計		

《支出》		
経費の項目	執行額	執行内容
管理部門に係わる経費		
研究部門に係わる経費		
その他の経費		
合計		

2 間接経費使用の意義・効果に関する報告

なぜ上記の項目に間接経費を充当したのか	
決定過程	
結果の評価	